

2 荒子保第 6 3 7 号
令和 2 年 5 月 2 2 日
(公 印 省 略)

区内保育園等の保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田寛士

緊急事態宣言が解除された場合の保育園等の対応について

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

区では、令和 2 年 5 月 7 日付 2 荒子保第 4 1 4 号の通知により、保育園等を 5 月 3 1 日（日）まで臨時休園としております。

今後、緊急事態宣言が東京都において前倒しで解除された場合でも、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、5 月 3 1 日（日）まで臨時休園といたします。

また、仮に 6 月以降に保育園等を再開した場合は、感染拡大防止の観点から、6 月末までの登園自粛の要請を予定しています。

6 月以降の対応については、今後の感染状況や国・都の動向等を踏まえ、5 月中に改めて通知いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

子ども家庭部保育課	電話：3802-3111
(認可保育園)	保育指導係 内線 3823、3824、3846
	入園相談係 内線 3825、3826、3827、3847
(認証保育所)	保育管理係 内線 3828、3844
(家庭福祉員)	保育管理係 内線 3822

2 荒子保第673号
令和2年5月22日
(公印省略)

求職要件(就労予定含む)で在園している児童の保護者の皆様

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田 寛士

新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育の実施期間の取扱いについて
(令和2年5月22日時点)

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

区では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年4月13日(月)から5月31日(日)まで、区内保育施設等について臨時休園としております。また、求職活動が困難な状況となっていることから、4～6月に求職要件(就労予定含む)で入園(内定含む)した児童の保育の実施期間について、9月30日(水)まで延長し、下記のとおり取扱うこととします。

記

1 求職要件(就労予定含む)で在園している児童の保育の実施期間

この取扱いについて、保護者の方からの申請等は不要とし、一律に9月30日(水)まで延長します。

2 その他

臨時休園終了後の登園開始日については、必ず在籍園にご連絡ください。

また、就労開始後に「教育・保育給付認定変更申請書」と「勤務(内定)証明書」を在籍園に提出してください。

(注) 本通知における対応方針は現時点でのものであり、状況の変化により変更する場合があります。保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【問合せ先】荒川区 子ども家庭部 保育課 入園相談係
(電話) 3802-3111 内線 3825～3827, 3847

2 荒子保第 6 7 2 号
令和 2 年 5 月 2 2 日
(公 印 省 略)

育児休業から職場復帰予定の保護者の皆様

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田 寛士

新型コロナウイルス感染症対策に伴う職場復帰日の取扱いについて
(令和 2 年 5 月 2 2 日時点)

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

区では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和 2 年 4 月 1 3 日 (月) から 5 月 3 1 日 (日) まで、区内保育施設等について臨時休園としております。また、2 荒子保第 3 3 8 号にて、育児休業からの職場復帰日を 7 月 1 日まで延長しておりますが、依然として今後の状況が不透明となっていることから、下記のとおり、職場復帰日の期限をさらに延長し、令和 2 年 1 0 月 1 日 (木) までとして取扱うことといたします。

記

1 令和 2 年度 6 月入園内定で育児休業中の方

昨今の情勢に鑑みて、職場復帰日延長の理由を問わず、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う職場復帰日について」を保護者ご自身でご記入の上、6 月 2 2 日 (月) までに内定した保育園にご提出いただければ、職場復帰日を 1 0 月 1 日 (木) まで延長できるものとします。

2 既に職場復帰日の延長に関する書面等を提出済みの方

- 既に勤務先が発行した職場復帰日の延長に関する書面や、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う職場復帰日について」をご提出いただいている場合、記入された「職場復帰予定日」を 1 0 月 1 日 (木) として取り扱うこととしますので、あらためて書面を提出していただく必要はございません。
- ただし、臨時休園終了後の登園開始日及び職場復帰日については、必ず在籍園にご連絡ください。

(注) 本通知における対応方針は現時点でのものであり、状況の変化により変更する場合があります。保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【問合せ先】荒川区 子ども家庭部 保育課 入園相談係
(電話) 3802-3111 内線 3825~3827, 3847